

「大和絵師浮世絵の考」

浮世絵と称する事は、日本絵より云出たるなれば、いと古くよりの唱なるべし。百済の川成、宇多の朝に仕へし巨勢金岡、後堀川院の貞永、天福の頃、左京権大夫藤原の信実と聞へしは、本朝に比類なき倭絵の妙達、名を得し人也。信実の末裔に、土佐刑部大輔藤原の光信は、絵所倭画を中興す、是倭絵一派の祖【土佐氏は経隆祖】と云へり。明応年中の人也。古法眼永仙元信も、光信が門に入て日本絵を学び、画法を受、狩野、土佐各姓氏相分れども、皆悉く日本絵なり。画家の伝記は諸書に委敷出たれば、云は事旧にたれども、亦云はざれば其意解がたきこと、いといと多かり。画道を学ぶ初心の為めに、爰に略抄す。往古は姑く云ず。

後小松院の御時、応永年中、明国より如雪といふ僧来朝して、相国寺に住ひ、蘭芳軒と云ふ。漢画の妙手なり。名を当世に播す。【又如拙は九州の人なり】其頃、豆州の産にて、東山殿に仕へし狩野四郎次郎伯信と云者、画を善す。後、大炊之助藤原正信と改む。叙法眼、狩野祐勢正信と云。【友清、祐清とも書けり、其元は遠州刺史、永享中の人也、狩野祖】如雪を師として画法を学ぶ。亦、薩州の人に、春盲周文といふ人、漢画の妙手にて、画法を如雪に授て相国寺に住す。【越仙、又越溪とも云、出藍の称あり。明国より秀文といふ人来朝して、画を善す。飛驒国に住して曾我氏をつぐ。唐人秀文と云ふ。后蛇足に画法を伝ふ。周文と混同すべからず】祐勢正信、この人に画法を学ぶ。僧雪舟【雲谷軒等楊と云ふ。備中の人。丹精の妙世にしる処なり】小栗宗丹俱に周文を師とす。【小栗宗丹は周文の高弟なり。一に宗覃に作る。室町家に仕へ、後に相国寺に入て僧となり、自牧と称す】正信は宗丹にも教を受けたり。祐勢は如斯名人に隨て画法を学得て、後に一家の画法を立たり。然れども、漢画を改ず、故に、雪舟、正信、宗丹は、各学ぶ処一つなれば、筆勢相似たり。

然れども、其后、明応、文龜に至て、祐勢の長子狩野四郎次郎藤原元信、父正信が画法本意を嗣ぐ、其后、異朝にまで震ふ。明の鄆沢は、元信が筆法を見て師とせん事を望しとぞ。越前守に任ず。玉川と号す。法眼永仙、後世古法眼と称す。【足利家に仕へて永禄年中歿す】元信

画道に執心して、大日本絵を学んことを欲し、土佐光信の女は倭画に妙手なりければ、元信是を娶て、猶、画法、筆格を学びけり。茲において、自ら日本絵の風意を学ぶ人多く、元信も半ば漢画を廃すと云とも、日本に産れて何ぞ異国の画法風骨を事とすべき、倭画の筆格を建つるにはしかず、といよ／＼狩野流一家をなさんとす。

しかれども、此ころは諸国乱れて、戦闘しば／＼止時なく、世の中安穩ならざりければ、治世を待て世に出んと、大和、和泉、或は紀州に身をひそめ、難を避て、讒に画家一家をなし、商船に画を附して、かたじけなくも、明帝の詔書を給り、子孫に伝ふ。一世の苦心を思ふべし。雪舟も諸国に遁れて治世を待り、後明に渡り、張有声を師として、草筆の画法を学び、帰朝して日本草画の筆法を伝へたり。或説に、雪舟は、真画を改て、草筆の唐画を以て一家をなす。故に漢画といふ。古法眼藤原の元信は、本朝一派の画法を立てしより、本絵と呼びならはせしにより、狩野流の惣名となりし。されども、筆意凡ならざれば、本画といふ、不如を末画といふ、と記せしは附会の説にて、いと受難し。疑ふらくは、誤りならん。按るに、本画の唱へ、狩野一家に限るべからず。和漢、本画、末画唱へあり。事本末有、況や画法に於ておや、筆法、規則得たるを以て、是を本画といふ。是に反する物を末画と称す。「無墨点」則是なり。墨書なくして、五彩をほどこし分ち画く蘭画の細画の類なり。【阿蘭陀画也、硝子に真を写し、または銅板にて真を写す】唐宋南宮の末絵を以て、市街の壁に貼して売る。是、本画、末画と分つの謂ならずや。街画と云も是より起れり。亦、雪舟草筆を伝へしより、唐画と呼と云も受難かり。雪舟の画風は唐より出ざる筆法なり、雪舟の風意は、唐画とは異なり、漢画は、雪舟のみならず、往々皆漢画の写真を画しならずや。

又、草筆を漢画といふにはあらず。前にも言る如く、多くは異邦の画人より伝へしなれば、筆法、画則は唐画に起りて、日本絵に画法を別に建ず。草筆は探幽齋に至りて大に開け、狩野流一家の骨法、墨色の濃淡を顕せり。【探幽は右近将監孝信の長子なり、小名宰相四郎次郎采女と云、宮内卿法印藤原守信、寛文二年、叙法眼、海内第一の名人と称し、多く絵本を残して後世の準的とす、狩野流の豪傑、丹青の妙世に知るが如し】画道に志といへども、多くは是を弁へず、且、大和絵と称する者は、浮世絵師の事と思ひて、其差別を知らぬも有り。

続日本紀に、靈龜元年乙巳、従六位下江見押勝姓を更爲倭画師、と有り。俗間の画師猥に書べからず。倭画師は姓也。【井沢長秀、俗説

弁に出】そは、兎まれ唐の絵容ならず、倭国の宮殿、樓閣、山水、人物に至るまで写しなすは、日本絵なり。是を倭絵といはずや。日本の景容を画くを以て称するなれば、字義通称に不拘、訓音と以て日本絵を倭画とし、又大和絵を俗に目なれて書改しは、大和国に住せし画工の斯く書始しも有と云ども、倭国の風意を写せしをば、やまと画と一概に唱へ来れるものならずや。偏頗の称と思ふべからず。

土佐流の祖と称するは、巨勢の金岡より起り、曾孫公忠、弟公茂の孫深江、其子弘高、常則、為成、成光、良親、越中守隆信、左京大夫信実、伊予守隆親【其余数ふるにいとまあらず】従五位下土佐守藤原経隆、是土佐氏画祖と云、経隆の長子越前守行光、光重【彈正忠】広周【刑部大輔】光信【左近將監土佐守】光茂【刑部大輔】光持【將監】光高と、代々禁裏絵所預として、今猶数代連綿として相続、【刑部大夫光持は慶長年中の人なり。女子あり。古右京絵所將監狩野光信妻とす。慶長中秀吉公に仕ふ。近代に至りては、故有りて委敷記する事を憚り、將軍家にも、住吉具慶を京都より召れて、土佐流の絵所となし給ひ、広通より数代住吉内記と稱す。住吉家より板谷と稱して分家す。粟田口も類族なり】

仁和、寛平の往古より天保の今に至る迄、九百四十余年来土佐流とす。古土佐に偽れる画多く、東都にては京絵と云、下り絵と云。極彩色の細密なるものなり。今京絵といふは四条絵と云ものにて、応挙、南岳、文鳳などの類にて、土佐流にあらず。漢画に近く土佐に異り、狩野流及諸家種々に分れて、いづれか日本絵ならぬはなし。皆丹青の達人、海内迄雷鳴すとは、言はでもの事なるべし。就中、土佐流の歌撰、源氏等の絵巻物、歌の心、昔物語、四季雑体の絵巻物、雲上の束帯、官女の五衣着て臆がわしき、英雄の軍譚、【「頭書」活東子云、らうがはしは乱りがはし也、詞相当せず】賤の農夫が耕し草刈るさま、樵夫のいとなみ、漁夫のすなどり、或は市中の貴賤老若、物見遊山の往交さま、市女笠きて衣引まとみし容、今見ては質朴の古風と思はるれど、其画る頃は、時世の今様なるべし。されば、今の世に浮世絵師が流行の光景を写せしども、二十年來経たるを見れば、其風俗に違あり、爰を以て思ふべし。星霜はるか押移れば、昔絵なりとて、其時の時世振にはくらべがたけん。されば昔は浮世絵も日本絵にて各画けり、或書に為成が様、漢の抄の屏風に、漢画とやまと画の浮世の人物を画きたりけり、と有となん。

土佐、狩野流の銘々も、先に云へる源氏等の画容を大和人物と唱へ、

貴賤質朴の姿を、雜人形或は浮世人物と唱ふ。されば、各得手たるを以て、漢画師、倭画師と倭漢を分ち、【又其中に、山水画師、花鳥画師、武者画師、源氏画師、浮世画師など、得手たる人を他より称するの唱なり、唐画にも、梅画、蘭画、竹画、山水書き、人物かき、花鳥画有り、各得手たるを云、浮世画はやまと系に有】画法、筆意備れるは、皆俗に言本絵師なり、警画家の末裔の人なりとも、規則、骨法備らざれば、末画、素人画と云ふべき也。

従来画は真を写すを本意とす。然りいへども、筆法、画格、和漢ともに建しより、是を乱さず、墨の濃淡を以て画の位を定む。是等を弁へ写す時は、画ならずといふ事なし。やゝともすれば、古人の彩本に寄らずして画けるを以て誹謗(あざける)族もあれど、笑ふに絶たり。己が画才に拙くして、図を巧み、筆法を立つるの智なくして、古人の絵本を写し溜、夫を準的に画かざれば、扇一本書事あたはぬ愚者偏痴と云ふものなり。武家に絵師を置くも、軍用地理を写すの為なり。すでに張良が蜀の栈道を焼しも、蕭何が地理の図を奪ひ得て、漢中へ入ぬけ道の陳蒼道を知ればなり。夏の禹王が、洪水を治め、径陸の水衝を丹青を以て分ちしも、地理の図による物ならずや。地理、風景、人類、皆真を写なり。【根本により、人の写しを亦写して、間違あらばなんのえきかあらん】絵道を学ぶ者を、画巧と云、図工と稱す。人物、禽獸、虫魚、草木を画図に仮写するが故に、画巧と云へる所謂なり。

或画家の曰、古より似て似ざるを本絵の法なりと云へりと、片はら痛く、笑ふに絶たり。画法に曰く、真に遠く画に近かれ、と云は、筆法を失ずして真を写すを云ふ。是を思ひ誤りたるもの也。画法に托して斯云んより、画ぬといふが遙に勝也。似て其非なるは犬画なるべし。宛も、万物随て似ざれば其物にあらず、漢画に写真の法有り、其性を見て生を写すぞ専要也。見る事の不能ものは、古人の図によりて画くべきのみ。その性をしらざれば、いかで妙を極むべき、和漢、古人も是を云り。虎を画てならざれば犬に類す、と馬援もいわすや。巖の屈曲、波の瀾文、雲の凝り、水の流溜、【岩木の皺、松の茂枝は画法に書得難しと云り】是等は、視者惑ず波とし、岩とす事を以て、其状を写すのみ。されども、筆法規則にそむくは、画道の詮なきものなるべし。能觀察して会得すべき事ならずや。且粉本によりて画るを非のみ云にはあらざるべし。人物古実の類によりては、新に其図を巧なし、其意を失ふ事多し。是等は、粉本を乏しからず貯置をもて、其道の達者といふ。往々閑院に大内を遷されて后、寄馬の障子、并李將軍

養由が障子など沙汰なかりけるを、四条院の御時、西園寺相国禅門修理せられける時、頭の中將資季朝臣申起して立られたりし、此障子の絵本ども、鴨居殿の御庫にぞ侍るなる。建長造内裏の時、絵所の頭前加賀守有房絵本を持ちりければ、取出してかゝせられけり、とあれば、是等をも思ふべし。規矩ある事は、如斯一偏の論と思ふべからず。

或画家又曰、古人の筆法備りし図によらずして、新に真を写し、図を巧み画くことなけれ、画法に反すと。是又何の謂ぞや。琴柱に膠するがごとく、画道を弁へざるの辟論、嬰兒の如し。凡、画は仙術に比し、目前に人の欲する所を現す。風流に至ては、そのおのれを楽み、人をたのしましむ。如歌如詩、古人も、詩中の画、画中の詩とす。詩は有声の画、画は無声の詩、心の欲する処に随て状ちをなすは画也。古人の粉本を写すのみならば、奚ぞ画の仮写の徳あらんや。源氏物語に、紫の上が源氏の君の須磨の留守三年の間、つれ／＼なる遊びに画をかき給ふ。今日はけふのありさま、装束御遊びがたきに、たれ／＼御かたはらにありて、日のうちにはかゝる遊びあり。夜に入れば、からうじて休給ふ。かたはらにたれ／＼そひふしたるありさま絵に書き、言葉書などはへ給ふ、とあれば、譬画の正不正はとにかく、画日記にて夫に奥州を知らし給ひ、亦、鳥羽僧正が、供米の糠俵なりしを興画に糸がきて、供米の不法を訴へ、或は法眼賢慶が弟子法師は、師の後家の不行跡を訴へしも、画を以ての功なり。和漢かゝる例枚挙すべからず。

貞永、天福の頃、御堀河院の御時、似せ絵を御好ありける。北面の下臈御隨身などの形を、左京権大夫藤原信実朝臣を召てかゝせられける、とあり。花山法皇の書写上人を似貌にかゝせ給ひしも、百済の川成が童子の面を写して其人を得、高宗が夢中の人を画て伝説を得たる。漢の武帝が李夫人の画姿を樂しみ、将門の首を写して実検に備しも、真を写すの妙によれり。美女の姿画にあこがれ、傾城の画に私語云し、和漢其類枚挙し難し、王昭君が賂の潤筆、錢に吝嗇により身に禍をかもせしも、真を写すの事より起り、唐も倭も、其頃は別に浮世絵師有て、美女の容色を写せしならず。皆名人の画師なるべし。仏画、画像、美女、遊女、其時世の浮世容画に至るまで、委しく画師の預るところなり。其節古人の粉本をたづね、古風質素を写さねば、画に位なし。下卑るなど云ならば、何の功あり益あらんや。

近頃、俳優の面を似せ画き、女兒の弄ものとなせしより、一端の興画、大和画師の永く汚名の基となる、歎しきかな。今俳優の似画戯場

の繁昌に随て流行し、浮世絵師の名是より汚れ、愚俗の為に廢せられしは、彼党の罪ならずや。亦、悔るとも、六日の菖蒲、十日の菊にて朽をしけれ。

浮世絵師と称するは、昔、土佐氏の高弟に、岩佐又兵衛土佐又兵衛と云し者、故有て土佐流を破門せられて流寓して市中に住めり、從來倭画の妙手なれば、雑人物の浮世姿を画き、是を鬻て給食に易て、僅に業のたづきとす、彼雪舟が、兵乱を避て筑前の蘆屋の里に隠れ住み、釜の画を書きて居りしも、此又兵衛も相似たり。されば大津追分絵は又兵衛より書始し、と世に云伝へたれども、画体の風意は異なるものなり。浮世人物を画くの妙手なれば、浮世又兵衛と渾名せしより、後世に浮世絵師の称を残せり。【又兵衛が伝は別に蔵せり、追考】俗に是を浮世絵の濫觴と云ふは、音曲、演戲の浮説に起れり。前にも言ふ如く、浮世絵とて別に画法あるにあらず。画法委く唐画に起り、規則、筆格、數種の点法を建てしを、山水草木の画法は、古今さま／＼の説もつとも多し。本朝に伝へしより、画道ひらけて、妙手多く、一派の筆意、画体を分ち、其家々に規則有り。好む所の画風を師として、是を学ぶもの、師の法則に従て不改、累代是を画く者は其画裔なるも、己家々に画の抜／＼あれども、反して守らず。諸流混同して心の欲するに従て、自ら筆意、画体をなして自立すとも、画法正しければ一家をなすべし。諸家の分流みなしかり。浮世絵師のみ別に在らず。倭絵の総名大和画なれば、浮世絵を大和画師と云は勿論のことなり。画法を守る筆に自在をなす浮世絵師は、大和画のきばなり。他の不及ものなり。

万治、寛文の頃、波沙羅画と呼ぶものありし。或書に曰、扇、団扇のばさら絵にも是を称して書ぬはなかりし、とあるは、其頃は流行の事を画き、板行にして墨ばかりにて摺り、跡にて彩色計り麁相にしたるなるべし。元和、寛永の頃、ばさらと云ふは、あぶれもの党を結び、男達をまなび、きほひ組と云て市中ゆさんのさまたげをするものを云放言なり。波沙羅絵は未画なり。街画と云て、【「頭書」筆意にも画法にもかゝわらず、達者にはか行がするやうに、扇、うちの仕入物、面白く図を巧み競ひて画きてなりはひとするを、ばさら画に比してなづけしなり。当時は一廉の画工是等画くことゝなりぬ】渡世の為に画法を不学、絵馬、祭礼の燈籠絵、見世物芝居の看板、幟絵、絵提灯の類、子供の持遊ものなど画売の類なり。画法を弁へず、規則に反して、時画、縫箔の下画の如く画き、或は草双紙、俳優の似面の板行画

を、浮世画師に列してかく者あり。是古の波沙羅画也。今、俗混同して皆浮世とのみ唱へ来りし、故に、ばさら糸の名は云ものなく、誤りて斯云にや、板刻の絵は浮世絵のみに限らず、世に残し、後世に伝へんには、板刻の外他なし。初学の者画道に入の助は、尤益あり。漢画にも諸家の画譜数百部あり。笠翁の画伝などを始、本朝の唐画師の筆跡も数本あり。倭画に、狩野流の諸名家、法眼春卜、橋守国、殊に数百部を発売す。雪舟家に桜井周山の画則等、其他諸家の画譜枚挙するに不遑。皆是虚名を貪るにあらず。委しく、画法、規則を伝へる為なり。

今浮世画を画く者、小説の繡像、読本、或は遊女町の傾城、或は流行美人絵を梓に彫刻、精巧を尽し、錦絵と号し、板刻の錦絵は、江戸を以て第一とし、名産に鬻事となりしは、太平の恩沢溢れ、余慶を蒙るの幸ならん、是を以て考見れば、画所の各異ると、また楽しみに画くと、渡世に画くとの差別により、思ひ誤り、別に浮世絵師と俗に呼来るもの也。

因に曰、世に画難防(べ)とて画けるを見て、是を難し嘲る者有あり。いと古より云事にや、後白河院の御時、絵難房と云者ありて、いかに能書たる画にても、必難を見出すもの也、と古き書にも見得たり。然れども、物の錯誤は、時々の器材、官服、古実也。能々博識に問ふべきものなり。知らざるを問は法なり。知て問ふは礼なり。過て画きたるはあらため難し。俗画法を弁へず、手足の長短、画者の意を思ひ誤り、一篇の見体にて嘲る党あれども、儘齟齬の意あるものなり。是等は取にもたらず。女兒を欺くの論なり。必ず其者の依怙鼻肩ありて、云事多く彼所は不画、爰に難あり、彼所に失あり、目が曲り、口がいがめりなどと、彼が他を写せしなれば、他に此難はもとより有りし、と答ふれば、夫は門弟が代筆せしならん、或は贋物なるべしなど、何処が善のか悪のか、画の視どころもしらぬ故に、真偽の賞鑑を差置いて、強て鼻負のあやまちを覆ふ事、浮世画のうへにはいよ／＼多し。面体は師匠が書き、繁多に任せて、弟子に其余はかゝせしならん。或は人物は師の画きて、草木、楼台は弟子に画かせしなどと、愚俗画法をしらざれば、是を云ふもの十人に七人有り。画き難きを弟子に譲り、画き易きを師の画くは、師より勝れる弟子ならでは、いかで是を任せつとむべき。是等は絵難房にあらず。鼻負を争ふに、無失を以て論ずるものなり。文盲愚痴の僻事謂とて、痴呆の限りを尽すと云、年にも恥ぢずして、珊瑚珠もほぶづ

きも松露と思ふ、愚鈍度疑問疑惑ふ阿房の半ものしりは、秋の落葉を払ふが如し、論にも不及。画法は和漢諸書に委しく出たれば、会得すべし。佩文齋画譜、芥子園画伝は、其論たりしといへども、見て益多く、古き来舶の本は、人物の部一帙もなく、新渡の華本は全部す。又、翻刻の本もあり。倭画を学ぶにも、漢画の規則はすつべからず。往古より、画家の論、或は異説を伝ふこと世に多し。画人の業を賞せんとして、事を画に託して、画法に反する事あり。仙術を施行して、壁の画の中に容を隠し、竜紙をはなれて空に昇り、雁抜出て天に飛ぶ。寛平法王の御所の障子の馬は、草を喰ひに夜な／＼出しは、金岡を賞するの説、閑院の障子の雞をみて雞の蹴合たりしは、成光が筆の妙を伝へん為の話、川成が九相の図の悪嗅は、飛驒の匠工と功の勝劣を比べんの話なり。元信が馬の額は、左甚五郎を並云んとして川成匠工の話を附会し、北野の額の郭公の声を出せしは、和泉式部の歌を賞せんのみまきぞへなり。金岡又は古法眼の筆捨松など呼ぶは、松を賞するの謂、松島の説は風景をほめんの意也。大伴宗麟が豊後の丹生島に狩野重信【法眼永徳源四郎、宗秀之兄】と樹岩見山【大明の人】画論は、太平の勇氣を励すの伝なり。

吳正翁が猫の画は、午時の当推量、【猫を画くに目を丸く書くは法】にあらす。糸の如くに画くは法なり。虎を画くに筆を以てす、辟論なり。禽獣虫魚の写真をみて、死したる状なりと云しは、死せしを写したらんと思ふは推量にて云ふ也。みな同じ【蔵戴山松が鬪牛の誤りを牛飼の難せし類は、黄筌が飛鳥の論に類し、夢中に図を得たりと云伝ふるも、神霊を見て状を得たと云も、疑説也。画難房が袖の絵に木屑を書落せしを見出したるは、生類を画くに食物を書添ざれば死画となるなど、画法に反するの異説にして、画を不学者、理屈を云て難し諍の一癖なるのみ。古今に討論は尽べからず。却説ことあり。古人の伝、神妙手を施したるは、筆意、画法、墨色備り、一微の物にも性に委しく目撃する所、宛も生けるが如く、人物のはたらき斯もあらんと、感興の趣きをあらはすは、其真に似たるが故なり。爰を以て、賞鑑の決着、自然筆凝く、代々膺々正々の真偽を視るに、画法の八活、落墨、設色、筆意、画法、乱ざるを見るを旨とす。臨模し謄写して画くものは、画法、筆法、必乱る。是等の説を聞誤りて、板刻の画は浮世絵なり。取にたらずなどと、半学貌して、本画師、漢画師などゝ直の知れぬ米に命を繋ぎ、身分の職法も不知して、閑暇の助に絵を学ぶとも、画法の式の一端を不弁、詈

曰事を知て業に疎ければ、不知劣りなんと、自誇韃毬絵を明画と心得て、唐、晋、漢、宋、元、明を混同してわきまへず、設色法は、五彩を練る加減をも会得せずして、市中の者を街画といやしめ、給食の人を素人画と嘲る、我愚を不顧して人を誹謗(ソシル)は、古人守一も、画習子供の手なり、と是を笑へり。己瘡を患て人の疾を嗅きと云ふの類、魚を喰て鮮嗅(ナマガサ)きを嫌ふが如し。当世の浮世画工、板行絵具の潤色を不仮、墨一篇の繡々に粉本臨模せずして、四季雑体に、人物、生類の光景、萌出る草靡臥、樹木、疎荒、亦美麗を尽す。台閣学舎の物凄じき風雨、霜雪、戰場、遊觀、其状を写して、実斯も有けん、と風情を調へ仮写事、画法を不弁して筆を下すことは難し。唯、墨色、五彩を施さるのみに、拙きが規則を不知、業にのみ長たるものが画たらんは趣不調、大抵は可なりといへども、履をへだて、痒を搔如く、情を尽さず、欠けたる事のみ多く見ゆ。況や、才無筆動かさずして、彼是雑交謄写して是を画くとも、不具にして拙し。墨一篇の板刻画すら如斯、謗罵者は弁へよ。近世、画を視に目を責はずして耳を責ぶの人情と也、業に勝れたる者をば、拙きものは妬猜、さま／＼に嘲り、非を穿鑿して云を、諷知と称し、一犬虚万犬の実にひとしく、是を伝へて、同学輩、風流の余情を楽むは稀にして、互に勝劣のみ競争、いかに職敵の俗語有といふとも、主親の敵の如く、我同心の族にさへも確執あり。我意に募り、依怙を以て業には疎く、心誇りて唯高慢大言を吐き、己が筆に不及は代筆を頼み、自是を広言し、軍中の拾首して、高名を争ひ、感状を望むにひとしく、画道の本意を失ひ、古人の法に反す。夫のみならず、自誇に過ぎ、古人の名を嗣、己が拙きも不顧、古人の名を以て高名を求めんとて、茶器、名刀のごとく古きを尊び、千辛万苦の巧を経たりし故人に、業を以て恥辱を譲り、后世疑惑混同して、己が名も発せず、古人の名を汚す事、其罪甚し、仕官の者、累代家名姓氏を嗣、相續するは、其族先祖を失さずして末裔の勤る所也。なんぞ血脈もなく縁家をあなぐりもとめ、歴に英名を朽こと、古人不悦、憤に不堪、爪はじきして忌嫌悪むべし。其愚には及ぶべからざるものならん。かゝる強情の党多れば、其猛威に押倒されて、愚俗是に惑ふ者多く、近世【文化、文政を云】画本の類を梓行して、市中に発兌し、鬻ぎ、板元も是に準的多く、古格を失する者出来り、価を貪り、画工、作者をないがしろにして、巧拙を不弁、下職と共に扱ひ、馬糞と饅頭を不分、黒きは犬糞と胡麻味噌を同す、麝香は

牛の糞なりと思ふ。されども、金錢を以て昏しめ、我意を震ふものから、給食に易て業とする者は是に従ひ、止動の間違も馬が聞かねば是非がないと、此畜生と心に云ひ、心に答て、金銀の繩に繋る、嗚呼、衰へたり、廢れる哉。画に業を楽む者は、いかでかゝる卑劣の党に近寄らんや。匾担の愚に理論するは、一杯の水を以て車薪の火を救ふが如く、病犬に礼儀を教ふるに似たり。いよ／＼憤怒を増て、却て患を得べし。仇を以て恩に報の類なり。愚翁も僅に此業を学びしに、得もしらぬ画人が筆に予が画名をしるし、彫刻し、世に行ふもの数十部あり。夫のみならず、同名の者諸国に在てなりはいとする事を、朋友より告来る事数度、浪花、京師の書肆より発市の小冊にも、偽名あり。呆るゝ事やゝ久し。行程隔りし国へは、扱人、板元の購入を欺き売たる物にや。東都の書賈は画料を貪り、書かけたる画の半より他へあつらへ、偽物を拵へ、一応断わらでもなんの祟りか有べき、と多寡を括り、慾に薄情を以て疎漏の乱暴を、振舞ものならん。亦、絵行脚の名を同するものは、僕よりも業は勝れたるものなりとぞ、同名姓氏間合せるものか、是等は貪惜せぬ事なれども、我食を喰つて他の名を弘むるも、一癖のいかもの好ならんか。「思ひ入る心の奥の隠家はよしや吉野の山ならずとも」といふ古歌にもとづき、只清貧を楽むには不如と、今は其業を廢して、世の流行はしらずなりにき、日本画の愚考を、朋友の需に應じ誌付るの序で、よしなき事を書添しになん。

于時癸巳、東都根岸の時雨岡の於閑窓

無名翁記